

曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑（以下「施設」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（介護予防通所リハビリテーション事業）（以下「事業」という。）の適切な運営及び要介護者等（以下「利用者」という。）に対する適正な通所リハビリテーション事業の提供を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の基本理念に基づき、要支援及び要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 施設は前条の目的を達成するため、次の運営方針を遵守する。

- (1) 利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供する。
 - (2) 提供するサービスの質の評価を自ら行い、又その他の措置を講ずることにより、常にサービスを受ける者の立場に立ってこれを提供する。
 - (3) 利用者の介護保険被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して通所リハビリテーションサービスを提供する。
- 2, 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3, 地域に開かれた施設として、利用者の家族や地域住民等に親しまれる施設となるよう運営を行う。
 - 4, 医療機関との連携により、安心した通所リハビリテーションサービスを提供する。

（名称及び所在地）

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

施設名 曾於医師会立介護老人保健施設 ありあけ苑

開設年月日 平成10年12月1日

所在地 鹿児島県志布志市有明町野井倉8288番地1

電話番号 099-477-2331 F A X 099-477-2335

施設長 川井田浩一

介護保険指定番号 介護老人保健施設（4652980055）

(職員の定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 医師(施設長兼務) | 1名以上 |
| (3) | 理学(作業)療法士 | 1名以上 |
| (4) | 看護職員及び介護職員 | 3名以上 |
| (5) | 支援相談員 | 1名以上 |
| (6) | 事務職員等 | 実情に応じた適当数 |

(職員の職務内容)

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は事業所の従業者の管理、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の健康管理と理学療法士等と共同して利用者に応じた具体的な通所リハビリテーション計画の作成等を行う。
- (3) 理学療法士等は、医師と共同して利用者に応じた具体的な通所リハビリテーション計画の作成等を行う。
- (4) 看護職員及び介護職員は、事業の提供に当る。
- (5) 支援相談員は、利用者に対し各種の支援・相談を行う。
- (6) 事務職員等は、事業所の会計経理・一般事務処理・施設及び設備等の保守管理業務を行う。

(営業日誌及び営業時間)

第7条 事業を行う日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用定員)

第8条 当該施設における事業の利用定員は、40名とする。

(利用者へのサービス内容)

第9条 利用者に対して、次のサービスを行う。

- (1) 指定通所リハビリテーション
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴介助
- (4) 送迎(通常の実施地域のみ)
- (5) 介護予防サービス

(利用料等)

第10条 利用者の負担の額を次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表によるものとする。
- (2) その他の日常生活費等は別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ・大崎町、志布志市

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合以外、利用者に対する身体拘束を廃止する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(サービスに当たっての留意事項)

第14条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
- (2) サービスの提供を受けようとする利用者は、職員の指導・指示に従い、又、騒音を発し、暴力をふるう等他の利用者の迷惑となる行為はしないこと。
- (3) サービスの提供を受けようとする利用者は、リハビリテーションの器具を取り扱う際は、職員の指示に従うこと。

(記録の整備)

第15条 施設は、通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を行う。

- (1)、通所リハビリテーションサービスの提供日及び内容
- (2)、利用者の心身の状況
- (3)、身体拘束を行った場合の記録
- (4)、市町村への通知に関する記録
- (5)、苦情内容の記録
- (6)、事故の状況及び、事故に際して採った処置の記録
- (7)、その他

2、これらの記録は、その完結の日から5年間保存するものとする。

(記録などの開示)

第16条 施設は利用者などの求めに応じて、以下のものを開示する。開示に当たっては、「入所者等の個人情報保護に関する苑内規則」に基づき行う。

- (1)、利用者のサービス提供に関する記録など
- (2)、施設の事業計画、財務内容など

(非常災害対策)

第17条 施設長は、非常災害対策として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1)、消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画を作成し、消防機関や自治体への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練などを実施すること。
- (2)、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置し、それらが有効に機能するよう維持管理に努めること。
- (3)、上記消防業務の実施については、消防法に規定する防火管理者を定め、職員の非常災害に対する意識高揚につとめること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供中に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、担当の居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情対応)

第19条 利用者は、提供した通所リハビリテーションサービスに苦情がある場合には、施

設、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。施設は、利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

(1)、施設が設ける相談・苦情の対応窓口

苦情解決責任者	施設長	
苦情受付責任者	連携室 介護支援専門員	
相談・苦情の受付方法	電話、書面、面接、その他	
受付時間	平日	09:00～16:00
	土曜日	09:00～12:00 (第1・3を除く)

(2)、その他の苦情相談窓口

居住する市町村の介護保険の係り	志布志市 099-477-1111 大崎町 099-476-1111
曾於地区介護保険組合	099-471-6545
大隅地域振興局 介護指導係	0994-52-2122
国保連合会鹿児島	099-206-1084

(職員の質の確保)

第20条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(秘密保持等)

第22条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2, 施設は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3, 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。
- 4, その他、個人の情報の取り扱いに関しては、個人情報保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）に基づき対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(委任)

第22条 この規定に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、施設長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は平成25年6月1日から施行する。

附 則 この規程は平成29年4月1日から施行する。（苦情受付責任者の変更）

附 則 この規程は平成29年9月1日から施行する。（16条の変更）

附 則 この規程は令和6年2月1日から施行する。

(別添) 利用料金表ー通所リハビリテーションサービス分

(1) 介護サービスに伴う自己負担の額 (日額)

	6時間～7時間 (月～金)	3時間～4時間 (土曜)
要介護度1	667円	444円
要介護度2	797円	520円
要介護度3	924円	596円
要介護度4	1,076円	693円
要介護度5	1,225円	789円

(2) その他の費用ー1 (日額)

	月～金	土曜
昼食代	500円	300円

(3) その他の費用ー2 (日額)

料金の種類	金額	備考
入浴加算	50円	・必要な方
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	330円	・月額
短期集中リハビリテーション加算①	110円	退院退所後又は認定後3ヶ月以内
栄養改善加算	150円	・必要な方
口腔機能向上加算	150円	
重度療養管理加算	100円	別に厚労大臣が定める状態にある方
サービス提供体制強化加算	18円	・1回当たり
介護職員処遇改善加算	表(1)及び(3)の合計額の4.7%	
その他必要に応じて実施される加算		
中重度ケア加算	20円	・事業所の実績条件による

(利用料金表ー予防通所リハビリテーションサービス分)

(4) 介護サービスに伴う自己負担の額 (月額)

要支援1	1,712円
サービス提供体制強化加算	72円
要支援2	3,615円
サービス提供体制強化加算	144円

(5) その他の費用ー1 (日額)

食事の提供に要する費用	500円
-------------	------

(6) その他の費用ー2 (月額)

料金の種類	金額	備考
リハビリテーションマネジメント加算	330円	・月額
運動器機能強化加算	225円	・必要な方
栄養改善加算	150円	
口腔機能向上加算	150円	
介護職員処遇改善加算	表(4)及び(6)の合計額の4.7%	

(重要)

自己負担割合2割の方は、表(1)(3)(4)(6)の額に2を乗じた額